

AIDで生まれた子どもはどのような気持ちでしょうか。非配偶者間人工授精の現状に関する調査研究を行っているD1研究会のホームページ(<http://aid.hc.keio.ac.jp>)のメッセージは「(子どもも不利持たしと思うことは)1つめは遺伝上の父親が分らないこと。2つめは両親から事実を隠され続けてきたことです」とあります。また、血がつながっていないことが原因ではなかったと思うしながらも、2人が以前から父親と良い関係ではなかったと告白しています。子どもへの告知には、できるだけ小さくうちに行うという



報まで(子どもの権利を保護する立場)③提供者が同意する場合のみ個人を特定できる情報まで(提供者の意思を尊重する立場)という3パターンが見られます。最近まで、精子提供者の匿名性を保護していたドイツでの調査(2006年)では、

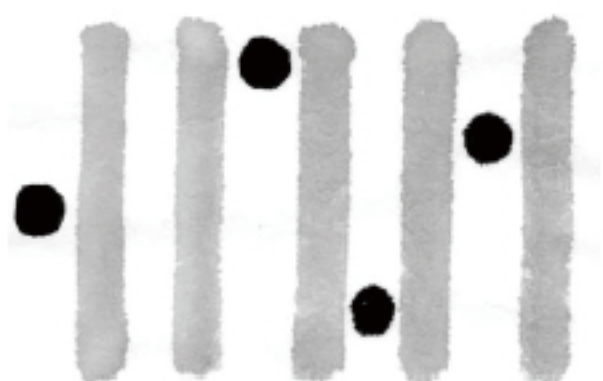
37%の精子提供者は「親は子どもにAIDで生まれたことを知らせるべき」としています。また、43%は「子どもに会ってもよい」と回答しています。日本ではカルテの保存義務は5年間です。子どもへの告知や精子提供者の開示を推進すべきとされるものの、個人病院が長期に精子提供者の情報を保存しておくことは困難です。日本の社会が「AIDで生まれた子どもの福祉」をこのように考え、国レベルで情報管理や精神支援システムを作るのかどうかが問われています。|| 岡山大学大学院保健学研究科・中塚幹也(生殖医学)

遺伝上の父親知りた

「AIDで生まれた子どもと家族③」

考え方と、説明に最適な時期があるという考え方があります。海外におけるAIDによって生まれた子ども165人の調査を見ても、大人になってからの告白では、思春期までの場合と比較して、高率にネガティブな経験をしていました。

「自分のこの部分が精子提供者からの由来なのか確かめたい」という声もあります。世界的には、AIDで生まれた子どもによる精子提供者の情報へのアクセスには①提供者を特定できない(一般情報のみ)(提供者のプライバシーを保護する立場)②提供者を特定できる情



(イラスト・中山忍)